

公 募 要 領

小規模離島における再生可能エネルギー最大導入事業委託業務

沖 縄 県

公 募 要 領

1. 事業概要

(1) 委託業務名称：小規模離島における再生可能エネルギー最大導入事業委託業務

(2) 業務目的

沖縄県は、地形的及び需要規模の制約による構造的不利性を有していることから、エネルギー供給源の99.5%を石炭や石油などの化石燃料に依存している。

そのため、平成25年度に「沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン」を策定し、再生可能エネルギー導入率やエネルギー自給率等の数値目標を掲げ、その実現に向けた施策展開をしてきたところである。

目標達成に向けての施策として、小規模離島における消費電力のすべてを再生可能エネルギーで供給するモデル事業を実施し、その成果を中規模離島や特定の住宅・商業地域に展開する方法は有効であり、沖縄県のエネルギーに係る課題解決の方法の一つとして検討を進めている。

本委託業務では、平成25年度の「小規模離島における全エネルギー再生可能エネルギー化可能性調査委託業務」の結果を踏まえて、実際に再生可能エネルギー最大導入に向けて実現性の高い小規模離島（北大東島、多良間島、波照間島）において、本格導入（ハード整備）に向けて詳細な調査を行う。

実施内容は、離島市町村、電気事業者、民間事業者に対して、再生可能エネルギー最大導入に向けて必要な提案・協議を行う。

(3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり。

(4) 履行期間：委託契約締結日から平成27年3月31日

(5) 委託契約限度額：4,539千円（消費税込）以下で契約する。

(6) 本委託業務は、受注者を特定するにあたり、「2. 応募資格等」に示す条件を満たす者を公募により募集し、本委託業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を求め、提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式により実施する。

2. 応募資格等

提案書を提出することができる者は、次の(1)から(4)までの要件を満たしていること。

また、共同企業体として提案する場合、構成員全員が次の(1)から(4)までの要件を満たしていることと、かつ、(5)の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(3) 本委託業務を実施するにあたり、必要な組織及び人員等を有しており、かつ、適切に遂行できる体制を有していること。

(4) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しており、かつ、資金や設備等について十分な管理能力を有していること。

- (5) 本委託業務を共同企業体として実施しようとする場合にあっては、各構成員が本業務の企画と実施に十分な能力を有し、かつ、各構成員間の責任及び役割が明確になっていること。

3. 受注者の特定方法等

(1) 審査方法

- ア 審査は、沖縄県庁内に設置される審査委員会で行う。
イ 審査委員会において提案内容を審査し、契約予定者となるべき順位を決定する。
ウ 審査は原則として書類審査のみとするが、提案者のプレゼンテーションを要求する場合もある。実施する場合は、プレゼンテーション実施3日前までに提案者へ通知する。
エ 審査委員会は非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

- 提案書の内容が次の各号に適合していること。
ア 提案書の内容が発注者が求める趣旨及び内容と合致していること。
イ 本委託業務を確実に実施できる能力及び体制を有していること。
ウ 本委託業務の方法及び内容等が優れていること。
エ 提出された積算書が本委託業務を実施するにあたり妥当なものであること。
オ その他、県が重要であると判断するもの。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、提出期限の翌日から30日以内を目途に、産業政策課から文書で通知する。

4. 提出物及び提出期限

提案者は、公募要領に従い提案書を作成し、次の(1)から(4)の書類を8部（正1部、副（正のコピー）7部）を直接持参又は郵送により平成26年8月29日（金）17時までに、「5. 問い合わせ先及び提出先」で記載した提出先に提出すること。

なお、提案書は日本語で記載されていることとし、FAX及び電子メールによる提出は受け付けしないものとする。

また、提出書類は返却しないものとする。

(1) 提案書【様式1】

(2) 誓約書【様式2】

(3) 「2. 応募資格等」(3)の実績を証明する書類（任意様式）

(4) 業務計画書（任意様式）

※ 多数のコピーのお手数をおかけして申し訳ありませんが、短期間で迅速に審査を行う都合上、ご協力をお願いいたします。なお、提案書の副は審査の際の資料とします。

※ 応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理しません。

また、提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提出を無効とします。

なお、この場合は書類を返却するものとする。

5. 問い合わせ先及び提出先

本委託業務の内容及び契約に関する質問等に関しては、【様式3】「質問票」に質問事項を記入し、公募開始日から平成26年8月25日（月）17時まで持参もしくは郵送（期限時間までに必着とすること）により、下記の提出先に提出して下さい。

提出先 沖縄県商工労働部 産業政策課 産業基盤班 島袋
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL : 098-866-2330 FAX : 098-866-2440

※ 郵送での提出の際は、封筒に、「提案書（質問書）在中」と朱書きの上、ご提出下さい。

6. 契約までのスケジュール（予定）

平成26年 8月18日 公募開始
8月25日 質問書提出締切
8月27日 質問書への回答（産業政策課ホームページで公表）
8月29日 公募締切
9月上旬 審査委員会
9月中旬 委託先決定、契約

7. その他留意事項

- (1) 応募から契約締結までに係る諸費用については、応募者の負担とする。
- (2) 今回の募集は、提案内容を総合的に評価し、契約予定者を特定するものであり、提案内容が全て実施されること及び契約の締結を保障するものではない。
- (3) 契約条件として提案書における業務の方法及び内容、業務実施体制及び積算内容を一部見直していただく場合がある。
- (4) 履行期間中及び履行期間終了後に実施する検査等において、業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求等による不正受給、または業務の実施における成果や論文のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、発注者は受注者に対し、委託費の全部若しくは一部の返還、新規契約の停止、受注者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある。

8. 添付資料

- (1) 提案書【様式1】
- (2) 誓約書【様式2】
- (3) 質問票【様式3】
- (4) 仕様書